

秋田県庁環境保全率先実行計画
(第四期)

平成29年3月

秋 田 県

目 次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 第三期計画の取組状況	2
(1) 取組項目と数値目標	2
(2) 取組結果	2
(3) 今後の取組の課題	4
3 計画の位置付け	5
(1) 第2次秋田県環境基本計画との関連	5
(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律との関連	5
(3) 秋田県地球温暖化対策推進条例との関連	5
(4) あきたエコマネジメントシステムとの関連	5
(5) グリーン購入法との関連	5
4 計画の期間	5
5 計画の範囲（対象とする組織）	6
6 計画の対象とする温室効果ガス	6
第2章 二酸化炭素排出量に関する目標及び取組	7
1 二酸化炭素の排出抑制等に関する基本方針	7
2 二酸化炭素の排出抑制等に関する目標	7
(1) 二酸化炭素排出量の削減目標	7
(2) 各エネルギー使用量の削減目標	8
(3) 省資源及び廃棄物排出抑制に関する削減目標	9
3 二酸化炭素の排出抑制等に関する取組	9
(1) 省エネルギーに係る取組	9
(2) 省資源及び廃棄物排出抑制に係る取組	12
(3) グリーン購入に係る取組	13
(4) その他の取組	13

4	計画の推進及び点検	14
(1)	計画の推進	14
(2)	計画の点検	14
5	計画の取組状況の評価、公表	14
(1)	取組状況の評価	14
(2)	取組状況の公表	14
6	計画の見直し	14
参考	あきたエコマネジメントシステム要綱関係規定（抜粋）	15

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の背景・趣旨

秋田県では、平成9年12月に、今後の環境行政の進むべき方向を明らかにした「秋田県環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進するため、平成10年3月には、「秋田県環境基本計画」を策定（平成15年6月改定、平成23年6月「第2次秋田県環境基本計画」策定）しました。

この計画では、「風かおる緑豊かな秋田を将来へ」引き継いでいくことを基本目標として、目標実現に向けた県民、事業者、行政などの各主体が果たすべき具体的な役割、行動指針を示しており、「県は、自ら率先して環境への負荷の低減に取り組む」こととしました。

このため、平成11年2月には、「秋田県庁環境保全率先実行計画（第一期）」（以下「第一期計画」という。）を策定し、平成17年11月には、京都議定書目標達成計画に即して温室効果ガス排出削減目標を定めた「秋田県庁環境保全率先実行計画（第二期）」を、さらに、平成24年3月には「秋田県庁環境保全率先実行計画（第三期）」（以下「第三期計画」という。）を策定し、エネルギー使用量の削減、ごみ減量化、リサイクルの推進等、環境保全に向けた様々な取組を進めてきました。

この間、平成13年3月には、第一期計画の実効性を高めるため、ISO14001の認証を取得し^(※1)、更なる環境負荷の低減に取り組むとともに、この第一期計画を「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温暖化対策法」という。）に基づく「地方公共団体実行計画」に位置付けるための改定を行い、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むこととしました。

現行の第三期計画の計画期間が平成28年度をもって満了すること、温暖化対策法に基づき、「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（以下「県温暖化対策推進計画」という。）」が策定されることなどから、第三期計画の実績を踏まえるとともに、県推進計画とも整合を図り、引き続き率先して県の事務・事業の実施に伴う環境負荷の低減に取り組むため、「秋田県庁環境保全率先実行計画（第四期）」（以下「計画」という。）を策定するものです。

※1 ISO14001については、平成22年3月をもって認証を終了し、平成22年度からは県独自の環境マネジメントシステム（あきたエコマネジメントシステム）により環境負荷の低減に取り組んでいます。

2 第三期計画の取組状況

(1) 取組項目と数値目標

第三期計画では、県の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量を、平成 22 年度を基準年度として、基準年度における排出量 61,602 t- CO₂ を平成 28 年度には 5.5% (3,396 t- CO₂) 削減することを目標とし、電気使用量、重油・灯油等冷暖房用燃料の使用量、ガソリン・軽油の公用車燃料使用量等において次のとおり数値目標を定めました。

取組項目	数値目標
電気使用量の削減	毎年度概ね 1.5%程度削減し、平成 28 年度末 7.5%削減
燃料(灯油、LP ガス、都市ガス、重油)使用量の削減	毎年度概ね 0.5%程度削減し、平成 28 年度末 2.5%削減
公用車燃料(ガソリン、軽油)使用量の削減	毎年度概ね 0.1%程度削減し、平成 28 年度末 0.5%削減

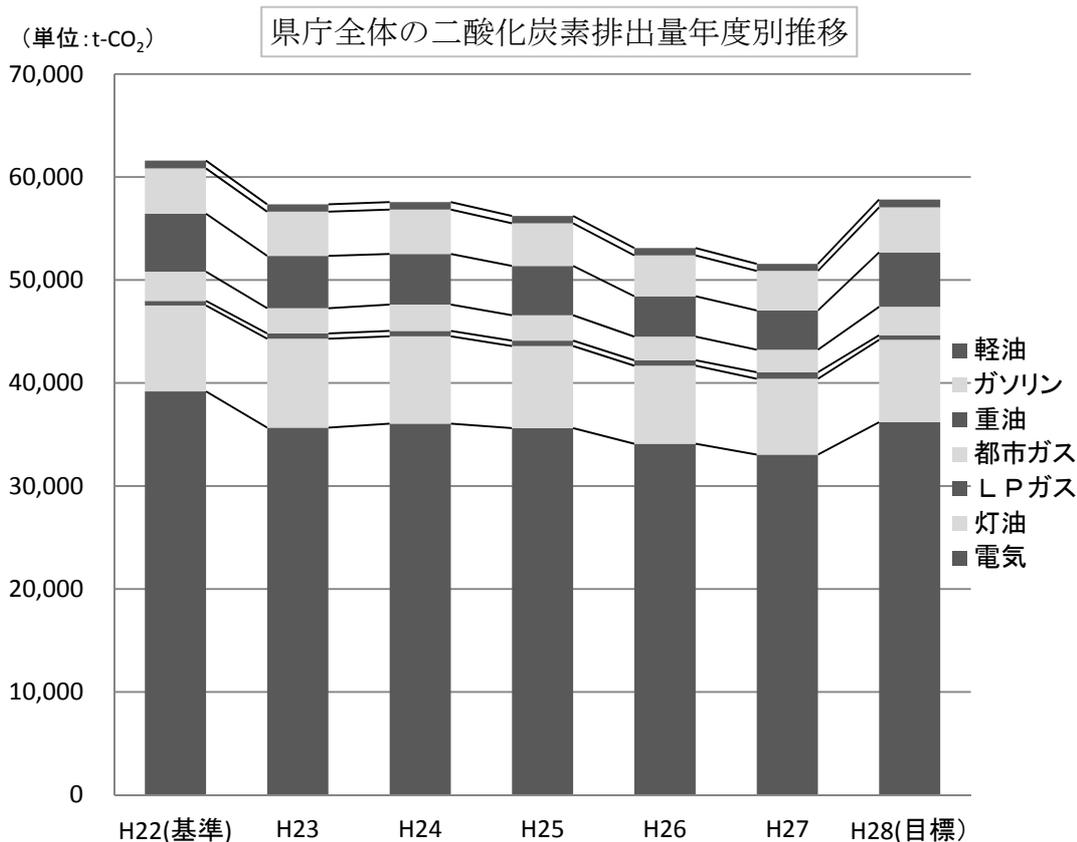
(2) 取組結果

このような取組を行った結果、平成 27 年度までの二酸化炭素排出量は、基準年度と比較し 16.3%削減することができました。

項目	使用量実績		排出係数 (※2)	二酸化炭素排出量 (t- CO ₂)			
	平成 22 年度	平成 27 年度		平成 22 年度	平成 27 年度	削減量	削減率
電気使用量 (kWh)	83,732,220	70,602,502	0.468	39,187	33,042	6,145	15.7%
灯油使用量 (L)	3,346,063	2,961,037	2.489	8,328	7,370	958	11.5%
LP ガス使用量 (kg)	154,348	211,737	2.999	463	635	△ 172	△ 37.1%
都市ガス使用量 (m ³)	1,266,740	979,246	2.234	2,830	2,188	642	22.7%
重油使用量 (L)	2,074,620	1,406,412	2.710	5,622	3,811	1,811	32.2%
公用車燃料使用量 (ガソリン) (L)	1,894,365	1,654,287	2.322	4,399	3,841	558	12.7%
公用車燃料使用量 (軽油) (L)	299,049	260,520	2.585	773	673	100	12.9%
計				61,602	51,560	10,042	16.3%

※2 第三期計画においては、平成 22 年度の排出係数を使用。

なお、二酸化炭素排出量の年度別推移は、次のとおりとなっています。



(単位：t-CO₂)

項目	H22(基準)	H23	H24	H25	H26	H27	H28(目標)
電気	39,187	35,670	36,056	35,612	34,093	33,042	36,195
灯油	8,328	8,621	8,474	7,968	7,593	7,370	7,993
LPガス	463	513	534	532	520	635	453
都市ガス	2,830	2,461	2,550	2,463	2,293	2,188	2,759
重油	5,622	5,079	4,918	4,790	3,929	3,811	5,280
ガソリン	4,399	4,284	4,302	4,143	3,955	3,841	4,373
軽油	773	715	738	709	713	673	758
合計	61,602	57,344	57,572	56,217	53,096	51,560	57,812

また、水道水使用量・可燃ごみ排出量・コピー用紙使用量における取組の結果、水道水使用量については、基準年度と比較して大幅な削減が達成される見込みですが、可燃ごみ排出量については、現時点で目標に達しておらず、また、コピー用紙使用量については、増加となっています。

項目	平成22年度 実績数量	平成27年度		
		削減目標	実績数量	削減率
水道水 (m ³)	553,326	2.0%	423,568	23.5%
可燃ごみ (kg)	1,225,843	8.0%	1,160,320	5.3%
コピー用紙 (枚)	123,903,919	2.0%	138,919,520	△ 12.1%

環境物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進においては、紙類や文具類等の購入数の多い品目では概ね目標を達成することができていますが、購入数や購入頻度が少ない項目などで、目標を達成できませんでした。

分野		平成27年度		評価	分野		平成27年度		評価
		購入目標	購入率				購入目標	購入率	
紙類	情報用紙	90%以上	99.6%	○	温水器等	90%以上	100.0%	○	
	衛生用紙		99.7%	○	照明		95.7%	○	
文具類			96.3%	○	自動車等		89.7%	×	
オフィス家具等			95.5%	○	制服・作業服		82.6%	×	
OA機器			99.2%	○	インテリア・寝装寝具		93.1%	○	
移動電話			0.0%	×	作業手袋		60.1%	×	
家電製品			81.6%	×	その他繊維製品		32.9%	×	
エアコンディショナー等			100.0%	○	納入印刷物		93.6%	○	

(3) 今後の取組の課題

第三期計画では、東日本大震災を契機とした節電の取組が進んだことに加え、庁舎等へのLED照明設備や太陽光発電設備の導入、県立学校等の新築及び改築による高効率冷暖房設備の導入^(※3)などが進んでいることから、エネルギー使用量の削減については、現時点で目標を大幅に超える削減を達成しています。

一方、省資源及び廃棄物排出抑制に関する目標（水道水使用量・可燃ごみ排出量・コピー用紙使用量の削減）やグリーン調達推進項目の調達目標については、目標に達していないものもあります。

今後も円滑な業務の遂行、県民サービスの向上、気候条件による影響等を考慮しつつ、職員の省エネルギー、省資源、廃棄物の排出抑制などの取組を継続し、かつ、県有施設への省エネルギー設備の導入など、より効果の高い施策を重点的に推進していく必要があります。

※3 県立学校等の新築及び改築において、従来の灯油や重油等による冷暖房設備から、LPガスや都市ガスを利用した高効率冷暖房設備への切り替えが進んでいます。

3 計画の位置付け

(1) 第2次秋田県環境基本計画との関連

本計画では、第2次秋田県環境基本計画に基づき、県自らが率先して取り組むべき環境配慮について定めます。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律との関連

本計画は、温暖化対策法第21条第1項において、都道府県等が策定するものとされている、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」の『事務事業編』^(※4)として位置付けます。

※4 温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画の『区域施策編』としては、県温暖化対策推進計画を位置付けています。

(3) 秋田県地球温暖化対策推進条例との関連

本計画では、県地球温暖化対策推進条例第3条第4項において、県がその事務及び事業に関し講ずるものとされている、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を定めます。

(4) あきたエコマネジメントシステムとの関連

本計画では、あきたエコマネジメントシステム要綱第9条第2項に基づき、オフィス活動、庁舎管理等の事務・事業における環境負荷の削減目標等を定めます。

(5) グリーン購入法との関連

本計画では、グリーン購入法及び別に定める「秋田県グリーン調達方針」に基づき、環境への負荷の少ない物品の調達に関する取組を定めます。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

5 計画の範囲（対象とする組織）

本計画では、知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育庁（県立学校を含む）及び警察本部（警察署を含む）が行う事務・事業を対象とします。（これらの対象組織を目標管理組織とします。）

また、温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画において定めることとされている温室効果ガス排出量の削減目標については、指定管理者が管理する施設（以下「指定管理施設」という。）も対象とすることから、指定管理施設については、排出量の削減に努めるよう、関係部局等を通じて指定管理者に要請するものとします。

6 計画の対象とする温室効果ガス

本計画では、排出の抑制及び削減の対象となる温室効果ガスを、次のとおり二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類とします。

このうち、二酸化炭素が県の事務・事業から排出される温室効果ガスのほとんどを占めることから、二酸化炭素について削減目標を設定します。

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数 ^(※5)	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	電気の使用、暖房用灯油や自動車用ガソリン等の燃焼、廃棄物の焼却等
メタン (CH ₄)	25	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却及び埋立等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	12～14,800	カーエアコンの使用及び廃棄等
パーフルオロカーボン (PFC)	7,390～12,200	半導体の製造、使用及び廃棄等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気設備、半導体の製造、使用及び廃棄等
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造

※5 各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものです。

第2章 二酸化炭素排出量に関する目標及び取組

1 二酸化炭素の排出抑制等に関する基本方針

平成28年5月に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」では、政府の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量を、平成25年度を基準として平成42年度までに40%、平成32年度までに10%削減することを目指しています。

一方、秋田県では、平成29年3月に策定する県温暖化対策推進計画において、平成42年度における秋田県内の温室効果ガス排出量を、平成25年度比26%、また、県や市町村などの行政機関が含まれる「民生業務部門」では、21%削減することを目指しています。

県の事務・事業から排出される二酸化炭素については、第三期計画の取組において、目標年度（平成28年度）の排出量は、目標を大幅に上回る削減となる見込みですが、本計画においては、県推進計画を踏まえ、更なる排出削減に努めるため、引き続き、省エネルギーや省資源の取組のほか、県有施設への省エネルギー設備の導入等による積極的な削減対策を検討していきます。

2 二酸化炭素の排出抑制等に関する目標

(1) 二酸化炭素排出量の削減目標

① 排出係数

二酸化炭素の排出係数は次のとおりとします。

項目	単位	排出係数 ^(※6)	
電気の使用に伴うもの	kg-CO ₂ /kWh	0.600	
燃料の使用に伴うもの	灯油	kg-CO ₂ /L	2.489
	LPガス	kg-CO ₂ /kg	2.999
	都市ガス	kg-CO ₂ /m ³	2.234
	重油 ^(※7)	kg-CO ₂ /L	2.710
	ガソリン	kg-CO ₂ /L	2.322
	軽油	kg-CO ₂ /L	2.585

※6 電気については、東北電力(株)の供給に係る排出係数（平成24年度）。

その他の項目については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める方法（発熱量×炭素排出量×44/12）により算定した排出係数。

※7 重油については、「A重油」の排出係数。

② 削減目標

二酸化炭素排出量の更なる削減を推進するため、平成 25 年度を基準年度とし、平成 33 年度における排出量を基準年度の排出量 113,530 t- CO₂ から 13,960t- CO₂ (12.3%) 削減し、99,570 t- CO₂ とすることを目標とします。

(単位 : t- CO₂)

	平成 25 年度 二酸化炭素排出実績 A	削減目標 (削減率) B	平成 33 年度 二酸化炭素排出目標 (※8) C=A-B
目標管理 組織	66,261	9,233 (13.9%)	57,028
指定管理 施設	47,269	4,727 (10.0%)	42,542
計	113,530	13,960 (12.3%)	99,570

※8 平成 33 年度の排出目標は、平成 25 年度の各エネルギー使用量に①の排出係数を掛けて算出した数値。

目標管理組織については、直近の排出実績（平成 27 年度）ベースでは 6.3%の削減となります。

(2) 各エネルギー使用量の削減目標

目標管理組織における二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、各エネルギー使用量の削減目標は、次のとおりとします。

項 目	数値目標	内 容
電気使用量の削減	毎年度概ね 1.6%程度削減	平成 29 年度からの 5 年間で 8.0%削減する。
燃料（灯油、LP ガス、都市ガス、重油） 使用量の削減	毎年度概ね 0.5%程度削減	平成 29 年度からの 5 年間で 2.5%削減する。
公用車燃料（ガソリン、軽油）使用量の 削減	毎年度概ね 0.5%程度削減	平成 29 年度からの 5 年間で 2.5%削減する。

(3) 省資源及び廃棄物排出抑制に関する削減目標

第三期計画まで取り組んできた水道水使用量、可燃ごみ排出量及びコピー用紙使用量の削減については、二酸化炭素の排出削減に直接的な影響はないものの、間接的には二酸化炭素の排出削減につながると考えられることや循環型社会の形成に寄与する取組であることから、次のとおり個別目標を設定し、環境負荷の低減に努めます。

項目	数値目標	内容
水道水使用量の削減	毎年度概ね0.5%程度削減 ^(※9)	平成29年度からの5年間で2.5%削減する。
可燃ごみ排出量の削減	毎年度概ね1.0%程度削減 ^(※9)	平成29年度からの5年間で5.0%削減する。
コピー用紙使用量(購入量ベース)の削減	第三期計画期間平均使用量から1.0%程度削減	平成24年度から平成28年度までの平均使用量の99%以内とする。

※9 基準年度は平成27年度。

3 二酸化炭素の排出抑制等に関する取組

削減目標等の達成のため、具体的には次のような取組により、省エネルギー、省資源・廃棄物の排出抑制、グリーン購入などに努めるものとします。

なお、次に掲げる取組は、目標の達成状況、予算の配当状況、円滑な業務の遂行、県民サービスの向上、気候条件による影響等を考慮し、各組織の実態に即した取組を実施するものとします。

また、削減目標等の達成のために有効と認められる取組がある場合は、柔軟に対応するものとします。

(1) 省エネルギーに係る取組

① 県有施設の省エネルギー化

ア エネルギー管理の推進

- ファシリティマネジメント^(※10)による県有施設の適切な管理を推進することにより、環境負荷の低減に努める。
- エネルギー使用量の大きい施設には、省エネルギー診断^(※11)の活用を働きかけるとともに、診断結果に基づいた省エネ改修等を実施するためのルール作りを行う。
- 省エネナビ等の導入によるエネルギーの見える化を推進し、エネルギー使用量の管理を行いやすくする。

※10 土地・建物・設備等を対象とし、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストの最小化や施設効用の最大化を図るため、施設等を総合的・長期的視点から企画・管理・活用することです。

※11 一般財団法人省エネルギーセンター等が行う、一定程度のエネルギー使用量がある工場やビルなどの施設に専門家を派遣し、光熱費等のエネルギー使用量の削減を行うための無料診断です。

イ 照明の LED 化等

- 県有建築物の新築時には LED 化を原則とするとともに、既設照明についても、可能な限り LED 化に努める。
- 照明設備・器具等の更なる電気使用量節減のため、省エネルギー設備・器具等の導入を検討する。

ウ 高効率空調設備等の導入

- 県有建築物の新築、改築、修繕、更新及び改修時には、高効率空調設備等を導入する。

エ 建物の断熱化

- 県有建築物の新築、改築、修繕、更新及び改修時には、断熱構造化を促進する。

オ 再生可能エネルギー等利用設備の導入検討

- 県有建築物の新築、改築、修繕、更新及び改修時には、太陽光発電設備及び地中熱利用設備等の導入を検討する。

② 電気使用量の削減

ア 照明器具

- 照明時間を短縮する。(昼休みの消灯、晴天時の窓際消灯、ノー残業デーの徹底)
- 必要な箇所のみ点灯する。(会議室・トイレ・廊下・階段・共有部分の使用時のみの点灯、時間外勤務時の必要最小限の点灯、業務に差し支えない程度の間引き)
- 照明器具の適切な管理・清掃を行う。

イ OA 機器 (コピー機、ファクシミリ、パソコン、プリンター等)

- OA 機器は複合機の導入や共有使用などにより、設置台数を必要最小限とする。
- 複合機のスキャン機能等を積極的に活用し、コピー及び印刷機能の使用を節減するとともに、紙の省資源を図る。
- 使用していない OA 機器の電源を切る。
- 節電 (待機電力) モードの設定を徹底する。

- 更新、導入に当たってはグリーン購入に配慮するとともに、電力消費量の少ない製品を選択する。
- 会議資料等の部数は必要最小限とし、コピー機等の使用を節減する。

ウ イ以外の電気使用機器（冷蔵庫、電気ポット、テレビ、エアコン等）

- 設置台数は必要最小限とする。
- エアコンは適正な温度（冷房 28℃、暖房 19℃）に設定する。
- 使用していない機器のプラグをコンセントから抜く。
- 更新、導入に当たってはグリーン購入に配慮するとともに、電力消費量の少ない製品を選択する。
- シュレッダーの使用は、個人情報や機密書類の廃棄など必要最小限とする。
- 設置している機器の適切な管理・清掃を行う。

エ 昇降機、エレベーター

- エレベーターの稼働台数を必要最小限とする。

オ その他

- 業務の見直しや効率化等により、業務に係る電気使用量の削減に努める。
- ノー残業デーの定時退庁を徹底する。
- トップランナー制度^(※12)の対象となる機器については、制度の基準を満たしたものを導入するよう努める。

※12 電気・ガス石油機器等の省エネルギー基準や自動車の燃費基準を、現在商品化されている製品のうち、最も優れている機器等の性能以上に設定し、エネルギー消費効率を向上させていく制度です。

③ 燃料（灯油、重油、都市ガス、LPガス）使用量の削減

ア 冷暖房（ガスストーブを含む）

- 冷暖房は適正な温度（冷房 28℃、暖房 19℃）に設定する。
- 冷暖房の効率を上げるため、ブラインド等を効果的に活用する。

イ ガス器具（ガスコンロ、ガス給湯器）

- ガス器具の使用は必要最小限とする。
- コンロの火力や給湯器の設定温度は目的に合わせて調節する。

ウ その他

- トップランナー制度の対象となる機器については、制度の基準を満たしたものを導入するよう努める。

④ 公用車燃料（ガソリン、軽油）使用量の削減

ア 次世代自動車の導入等

- 公用車の新規導入や更新の際は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車を積極的に導入する。
- トップランナー制度の燃費基準を満たし、かつ、低排出ガス車認定制度の認定を受けたものを導入するよう努める。

イ 公用車使用におけるエコドライブの実践

- 急発進、急加速、急停止をしない安全走行に努める。
- 経済速度での運転に努める。
- 運行距離は最短距離を選択するなど走行距離を少なくする。
- カーエアコンの使用を控えめにする。
- 無駄なアイドリングを行わない。
- 運行前点検を行い、タイヤの空気圧を適切に保つ。

ウ その他

- 出張の際は可能な限り公共交通機関を利用する。
- 近距離の用務には、徒歩や自転車を利用する。

(2) 省資源及び廃棄物排出抑制に係る取組

① 水道水使用量の削減

- 庁舎管理者は、設備の水量調整等を徹底し節水に努める。
- 使用量の大きいプールなどでは、施設の適切な管理に努める。

② 可燃ごみ排出量の削減

- 紙ごみとその他の可燃ごみを分別する分別回収ボックスを設置し、紙ごみの分別を徹底する。
- シュレッダーの使用は、個人情報や機密書類の廃棄など必要最小限とする。
- 使い捨て製品の使用や購入を抑制する。
- 使用済封筒は県機関相互の郵便や庁内連絡用に再利用する。
- 物品や備品の故障等の際には修繕により再使用に努める。

③ コピー用紙使用量の削減

- コピー用紙の購入は、当該年度の業務量や前年度購入量等を勘案し、計画的に行う。
- ICT の活用等によりコピー用紙使用量の見える化を推進し、使用量の削減を図る。
- 両面コピーや縮小コピーを徹底する。
- コピー機の使用後はリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
- 片面使用済のコピー用紙は分別して、内部資料のコピー、メモ用紙、FAX用紙等として再利用する。

- 回覧、掲示板等の利用により資料の共有化を図る。
- 文書の送付に当たっては、庁内 LAN や電子メール、市町村掲示板等ができるだけ利用し、文書のペーパーレス化を図る。
- 文書は、可能な限りパソコン画面上の閲覧とし印刷を控える。
- 複合機のスキャン機能等を積極的に活用し、コピー及び印刷機能の使用を節減する。
- プリンタードライバ等の設定を見直し、両面印刷・集約印刷・再利用用紙設定等を徹底する。

(3) グリーン購入に係る取組

環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に寄与するため、物品等の調達に当たっては、グリーン購入を原則とします。

なお、グリーン購入を理由に物品等の調達量を増やすことがないように配慮します。

- グリーンステーションのエコマーク商品掲載カタログやエコマーク商品総合情報サイトを参考に物品等を購入する。
- グリーン購入ネットワークのウェブサイトの商品検索機能を参考に物品等を購入する。
- 国及び業界団体が定める、各種の環境ラベル表示を参考に物品等を購入する。
- 環境管理課は、庁内 LAN などを利用したグリーン購入に関する情報提供を行う。
- グリーン購入の取組状況は、秋田県グリーン調達方針等により点検する。

(4) その他の取組

① 二酸化炭素吸収作用の保全

- 県有地の管理に当たっては、温室効果ガスの吸収に資する緑化（植栽等）の推進に努める。
- 県有建築物の新築、改築、修繕、更新及び改修時には、県産木材の利用に努める。

② 職員への意識啓発

- 環境管理課は、職員一人ひとりが環境配慮意識を持って計画に取り組むよう意識啓発を図る。

4 計画の推進及び点検

(1) 計画の推進

本計画は、あきたエコマネジメントシステム要綱第5条に規定する実施・運用体制により推進します。

(2) 計画の点検

本計画の取組状況は、あきたエコマネジメントシステム要綱第14条に規定する環境調整会議において点検します。

5 計画の取組状況の評価、公表

(1) 取組状況の評価

本計画の取組状況について、取組を行った翌年度に、あきたエコマネジメントシステム要綱第13条に基づく外部評価を実施します。

(2) 取組状況の公表

本計画の取組状況と外部評価の結果は、毎年度、県のウェブサイトや環境白書などにより公表します。

6 計画の見直し

本計画の取組状況や外部環境の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

参考 あきたエコマネジメントシステム要綱関係規定（抜粋）

（環境管理統括者）

第4条 システムの確立及び維持に関する重要事項の決定及び指示を行う総責任者として、環境管理統括者を置く。

2 環境管理統括者は、副知事をもって充てる。

（実施・運用体制）

第5条 生活環境部長は、システムの総合的な運用管理を行う。

2 部局長、地域振興局長、議会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、教育長、県立学校長及び警察本部警務部長（以下システムにおいて「部局長等」という。）は、各部局等ごとに環境方針に基づく環境活動を統括する。

3 所属長（地域振興局長及び県立学校長を除く。）、地域振興局部長及び県立学校事務長（以下システムにおいて「所属長等」という。）は、環境方針に基づく環境活動を推進する。

4 総務班長及び調整担当班長は、所属長等の指示を職員に周知し、並びに所属組織における環境活動の取組状況を所属長等に報告する。

5 システムの運営に関する事務は、環境管理課が所掌する。

（環境活動）

第6条 環境方針に基づく環境活動は、次に掲げる取組とする。

- （1）総合的な環境保全施策の推進
- （2）事業活動における積極的な環境配慮の実施
- （3）秋田県庁環境保全率先実行計画の推進
- （4）環境関連法規等の順守

（秋田県庁環境保全率先実行計画の推進）

第9条 第6条第3号に定める秋田県庁環境保全率先実行計画の推進は、オフィス活動、庁舎管理等の事務・事業における環境負荷の削減目標等を定めて取り組むものとする。

2 前項の取組に関し必要な事項は、秋田県庁環境保全率先実行計画で定める。

（外部評価）

第13条 システム全体に係る運営状況及び個別の取組状況について評価又は助言を行うため、外部評価を実施する。

（環境調整会議）

第14条 システムに関する重要な事項について協議又は報告を行うため、環境調整会議を置く。